（経過措置）

２　改正後の酒税法施行令（以下「新令」という。）第三十六条第三項の規定は、この政令の施行の日以後に酒税法第二十九条第一項に規定する酒類製造者が輸出する目的で酒類（酒税法施行令第一条第一項に規定する酒類をいう。以下同じ。）の製造場から移出する酒類に係る酒税法施行令第三十六条第一項第一号の規定による帳簿への記載について適用する。

３　新令第五十六条第三項の規定は、令和五年四月一日以後に酒類の製造場から移出されるスピリッツ（酒税法第三条第二十号に規定するスピリッツをいう。以下同じ。）について適用し、同日前に酒類の製造場から移出されたスピリッツについては、なお従前の例による。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

たばこ税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百四十一号

たばこ税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第十四条第二項及び第十五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

たばこ税法施行令（昭和六十年政令第五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「（次条第三項において「輸出証明書」という。）」を削り、同条に次の一項を加える。

３　第一項第一号に規定する書類には、これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含むものとする。

第八条第三項及び第六項中「輸出証明書」を「前条第一項第一号に規定する書類（同条第三項の規定によりこれらの書類に含むものとされる電磁的記録を除く。）」に、「前条第一号イからホまで」を「同号イからホまで」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この政令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　改正後のたばこ税法施行令（以下「新令」という。）第七条第三項の規定は、この政令の施行の日以後に製造たばこ（たばこ税法施行令第一条第一項に規定する製造たばこをいう。以下同じ。）の製造者が輸出する目的で製造たばこの製造場から移出する製造たばこに係る新令第七条第一項第一号の規定による帳簿への記載について適用する。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

揮発油税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百四十二号

揮発油税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第十五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

揮発油税法施行令（昭和三十二年政令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第二項第二号中「この号及び第十条の四第二号において同じ。）の」を「同じ。）の」に改め、「第二条第一項」の下に「（定義）」を加える。

第九条に次の一項を加える。

３　第一項第一号に規定する書類には、これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含むものとする。

附　則

（施行期日）

１　この政令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の揮発油税法施行令第九条第三項の規定は、この政令の施行の日以後に揮発油（揮発油税法施行令第一条第一項に規定する揮発油をいう。以下同じ。）の製造者が輸出する目的でその製造場から移出する揮発油に係る揮発油税法施行令第九条第一項第一号の規定による帳簿への記載について適用する。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

石油ガス税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百四十三号

石油ガス税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、石油ガス税法（昭和四十年法律第百五十六号）第十一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

石油ガス税法施行令（昭和四十一年政令第五号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の一項を加える。

３　第一項第一号に規定する書類には、これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含むものとする。

附　則

（施行期日）

１　この政令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の石油ガス税法施行令第五条第三項の規定は、この政令の施行の日以後に石油ガスの充てん者（石油ガス税法施行令第一条第一項に規定する石油ガスの充てん者をいう。）が輸出する目的でその石油ガスの充てん場（石油ガス税法施行令第一条第一項に規定する石油ガスの充てん場をいう。）から移出する課税石油ガス（石油ガス税法施行令第一条第一項に規定する課税石油ガスをいう。）に係る石油ガス税法施行令第五条第一項第一号の規定による帳簿への記載について適用する。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄